# 自己判定方式について

## 自己判定方式とは

災害により住家が被災した場合に、**被災者等が撮影した写真等から**、被災程度が**準半壊に至らない(一部損壊)**と明らかに判断でき、かつ、被災者等がその判定結果に同意する場合に、本来市役所職員が被害判定時に行う**住家被害認定調査を省略し**、即座にり災証明書を交付できる制度です。

住家被害認定調査を省略するため、迅速なり災証明書交付が可能です。

### 準半壊に至らない (一部損壊) の代表例

- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じそこから雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ※ これらの被害が組み合わさることにより被害程度が大きくなる可能性があります。

自身で被害を判断することが困難な場合は、市役所職員の被害調査を活用してください。

#### ●具体例(地震の場合)

#### 屋根



外壁



内壁



